

◇ 栗原市震災復興計画 (案)

1 震災復興計画策定の趣旨

平成20年6月14日午前8時43分頃、震度6強を観測した平成20年岩手・宮城内陸地震が栗原市を襲いました。この地震により、市内で9名の尊い命が奪われたほか、未だ10名の方が行方不明となっています。

今回の地震は、市北西部の栗駒地区、花山地区を中心に、大規模な地滑りや土石流、山地崩落に伴う河道閉塞、道路の寸断による孤立集落の発生など、山間地域特有の災害が多発し、山容が大きく変貌するなどの爪痕を残しました。

市民生活においては、生活基盤となる住家や宅地、さらには農林水産業などの生業に大きな被害をもたらしたほか、事業所などの経営活動にも深刻な影響を与えました。特に、栗駒山麓を中心とした観光産業は壊滅的な状況に陥り、地域経済の活力低下が懸念されています。

栗原市の復興は、この震災による被害から、道路や公共施設などの本格的なインフラの復旧を図り、被災者の一日も早い生活の再生と産業の再建を果たし、栗原市が震災に見舞われる以前の活力を回復させ、さらなる市民生活の発展を目指すために、栗原市震災復興計画を策定するものです。

2 復興の理念

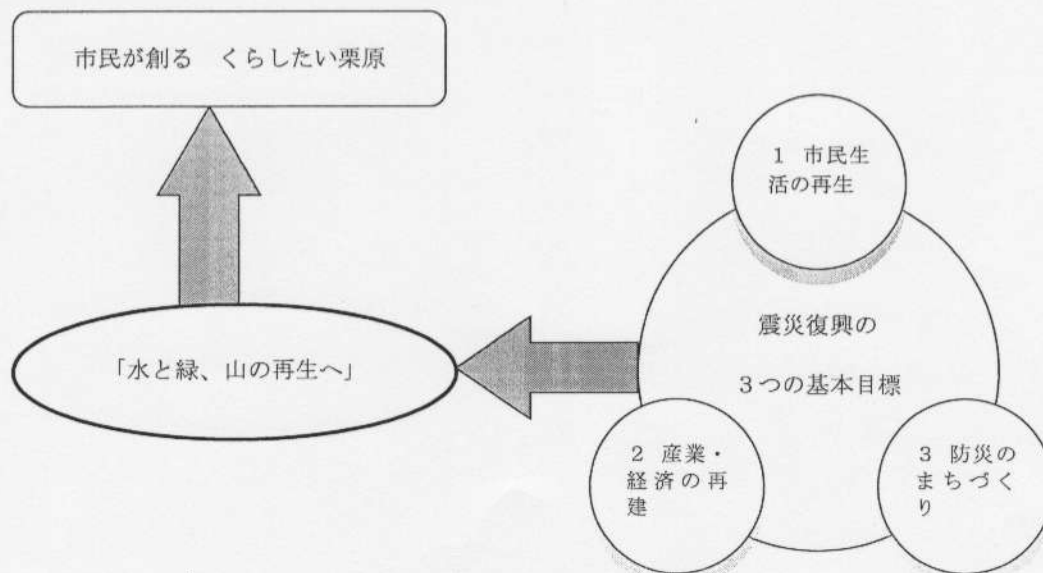
栗原市の北西部にそびえる秀峰「栗駒山」は、雄大で伸びやかな山稜と四季折々に変化する美しい自然の表情が特徴であり、多様な高山植物やカエデ・ブナなどの木々が生い茂る、自然の宝庫として、市民など多くの人々を魅了してきました。

この栗駒山を源とする清流が、山麓を迫川、二迫川、三迫川に分かれて流れ、市の東部で合流します。さらに北上川と合流し、太平洋にそそぎます。この清流は自然に生きる動植物の命の源でもあり、飲料水や農業用水などにも利用され、人々の暮らしに大いなる恵みを与えてくれます。

今回の地震では、この美しく豊かな自然の象徴である「栗駒山」に大きな被害が発生しましたが、市民が一丸となって震災からの復興を成し遂げ、栗原市総合計画に掲げる「市民が創る くらしたい栗原」を目指すため、

「水と緑、山の再生へ」

を震災復興のスローガンに掲げ、その実現に向けて計画を推進します。



3 計画の目標

本計画を策定するにあたり、復興の理念を踏まえ、3つの基本目標を掲げ、市民生活や産業の再建などの一体的な復興に取り組みます。

○基本目標1 市民生活の再生

震災により被害を受けた市民、特に高齢者や障がい者、応急仮設住宅などに入居している方に配慮し、被災住宅の再建や、ライフラインなどの復旧を進め、社会生活基盤の整備を図ります。

また、これまで培われてきた助け合いの精神を財産に、市民の一人一人が、被災後の健康や生活に不安なく、互いに支え合う地域づくりを推進します。

1 市民生活の再生

- (1) 住宅の確保
- (2) 社会生活基盤の復旧
- (3) 保健・医療・福祉の充実
- (4) 地域コミュニティの再生

○基本目標2 産業・経済の再建

栗駒山麓の温泉と自然環境を資源とした観光産業の再生を図り、その観光産業を軸とした経済サイクルの早期復興を目指します。

また、栗駒山と清流の恩恵を受け営んでいた農林水産業などの生業基盤の復旧を進めるとともに、被災事業所などの生産基盤の復旧や、震災をバネにした新たな産業の振興を図り、雇用の創出や活力ある産業構造の構築を推進します。

2 産業・経済の再建

- (1) 観光の復興・情報発信
- (2) 生業・地域産業の再生・復興
- (3) 雇用機会の創出・失業者への対応

○基本目標3 防災のまちづくり

今回の震災の体験を教訓に、日ごろから災害に備え、情報の伝達手段や避難所などを適正に確保するなど、災害に強く安全で安心して暮らせる地域社会を形成します。

また、市民の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織などによる地域の防災力を強化するとともに、災害時の要援護者に対する支援や体制の整備のために関係機関などとの連携強化を推進します。

3 防災のまちづくり

- (1) 災害時の情報伝達手段の確立と交通手段の確保
- (2) 自助・共助・公助、関係機関などとの連携
- (3) 災害記録の有効活用

4 計画の期間

(1) 復興にあたっては、復旧期や再生期、発展期を経た概ね10年後の姿を見据えた計画とします。

なお、施策や事業計画については、栗原市総合計画の前期基本計画に準じ、復旧期から再生期に入る平成20年度から平成23年度までの4年間の計画を示すこととし、再生期から発展期にあたる平成24年度以降の施策や事業については、栗原市総合計画後期基本計画策定と合わせ、計画するものとします。

① 復旧期 → 平成22年度まで（震災から概ね3年間）

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。

② 再生期 → 平成25年度まで（震災から概ね6年間）

復旧されたインフラと市民の力を基に、震災に見舞われる以前の活力を回復し、地域の価値を高めていく期間とします。

③ 発展期 → 平成26年度以降

被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、安定的に発展していく期間とします。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
栗原市震災復興計画		復旧期		再生期			発展期			
震災復興事業計画	事業計画				事業計画					
(参考)栗原市総合計画	基本構想(平成19~28年度)									
	前期基本計画 (平成19~23年度)					後期基本計画 (平成24~28年度)				

5 計画の位置づけ

(1) 平成28年度を目標年次とする栗原市の最上位計画である「栗原市総合計画」の目指す将来像や考え方を踏まえ、栗原市震災復興計画を策定します。

(2) 復興計画の策定にあたり、他の計画との調整を図ることとします。

(3) 震災からの復旧・復興への取り組みが緊急課題であると位置づけ、震災復興計画の施策を優先した事業展開に取り組みます。

(4) 本計画は、社会環境や経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しすることとします。

【 市民生活の再生 】

(1) 住宅の確保

◆ 復興に向けての課題

- 今回の震災における住宅の被害は市内全域で1,500棟を超え、被災住宅の再建が最重要課題となっています。特に高齢者世帯などで、住宅の自主再建が困難な方への対策が必要です。
- 宅地の地盤や法面・擁壁、さらには宅地背後地などに深刻な被害が多く、住宅の再建とともに宅地などの復旧対策を図ることが必要です。
- 今なお多数の方が応急仮設住宅や民間賃貸などに避難した生活を余儀なくされています。応急仮設住宅などの入居期限は2年以内に限られていることから、被災住宅の再建が困難な方に対する住宅の確保が必要です。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 被災者生活再建支援法による支援金の支給や借入金に対する利子助成を行い、早期の住宅再建を支援します。また、高齢者や障がい者などで、住宅の自主再建が困難な方には、生活実態に即した住宅支援を行うための提案、相談業務を行います。
- ・ 住宅の自主再建が困難な方などの意向をもとに、市営住宅への優先入居などを行います。
- ・ 震災により宅地及び宅地背後地に大きな被害を受けた方の復旧を支援します。
- ・ 一般住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援します。高齢者や障がい者などに対し、家具転倒防止器具の設置を支援します。

【 市民生活の再生 】

(2) 社会基盤の復旧

◆ 復興に向けての課題

- 震災により道路や河川、上下水道などの社会生活基盤が甚大な被害を受けました。被災した市民が一日も早く住みなれた地域で、もとどおりの生活ができるように、社会生活基盤の早期完全復旧を進める必要があります。
- 今回の震災は、社会生活基盤の被害に加え、山の崩壊や大規模な地滑り、土石流、河道閉塞による7つの天然ダムが発生するなど甚大な被害をもたらしました。市民などの安全を守るために、これらの危険箇所に対する対策が必要です。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 国や県と連携し、社会資本やライフライン、生産基盤の早期完全復旧を進めます。
- ・ 栗駒山を源に、豊かな水の流れは大地を潤し、人々の暮らしに大いなる恵みを与えます。国や県などと連携し山腹崩壊や河川などの一日も早い復旧を進め、豊かな水と緑の再生を推進します。

【 市民生活の再生 】

(3) 保健・医療・福祉の充実

◆ 復興に向けての課題

- 被災した市民の多くは、体調の不調や様々なストレスを抱えて心身の健康が阻害されており、健康を回復していくことが課題となっています。特に、高齢者や障がい者、避難生活を送っている方のとじこもりや認知症などが心配されます。
- 応急仮設住宅などに入居されている方の生活習慣病など予防に向けた健康管理が必要となっています。
- 子どもたちの心は、地震でもたらされた恐怖による急性ストレス性障害や応急仮設住宅での生活による環境の変化に対する心のケアなど、きめ細かな対応を行う必要があります。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 被災した市民の心の健康を保持するため、高齢者や障がい者、応急仮設住宅などで生活されている方に配慮しながら、心のケア対策を推進するとともに、生きがいを感じながら安心して生活できるよう支援していきます。また、応急仮設住宅などに入居されている方のエコノミークラス症候群や高血圧、心疾患などの生活習慣病予防、早期発見・治療、リハビリまで保健・医療の連携体制を構築しながら、健康管理に努めます。
- ・ 応急仮設住宅などに入居している方が安心して生活を送れるように、生活支援相談員の見守りや問題把握により、その解決に努め、生活環境の改善を図ります。
- ・ 子どもの「こころのケア」に関する対策や啓発を、家族、学校、地域などと連携し推進します。また、スクールカウンセラーや教育相談員などによる相談事業の拡充を進めます。
- ・ 被災した市民の様々な課題解決に向けた被災者生活相談窓口を開設しており、一日も早い生活再建のための支援を行います。

【 市民生活の再生 】

(4) 地域コミュニティの再生

◆ 復興に向けての課題

- 地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設などが震災で被害を受けており、早急な修繕・建替が必要です。また、これらの施設は災害時に避難場所として使用されることもあり、高齢者や障がい者などに配慮した設備の整備が必要です。
- 応急仮設住宅などでの避難生活により居住場所が分散され、慣れない生活環境にすることで、人と人との繋がりが途切れがちとなっており、地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。
- 被災した地域は以前から過疎化や高齢化が進行しており、今回の震災による影響で、被災前の集落に戻れない方の発生や、さらなる若年層の流出が懸念されます。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 被災した集会施設などの復旧や耐震化を支援します。また、高齢者や障がい者などに配慮した設備の整備（バリアフリー化やトイレの洋式化、手すりの設置など）を地域と協力しながら進めます。
- ・ 自治会や地域コミュニティの再生・活性化につながるよう、地域活動に対する支援を行い、人材の育成に努めます。
- ・ 住民同士の安否確認や避難生活への協力体制を強化するための住民啓発や地域内連携を進めます。また、コミュニティ活動への支援や集落の巡回、実態把握などを行う集落支援員の設置を検討します。
- ・ インフラや住宅などの復旧を進め、集落に戻れる条件整備を推進します。また、U J I ターンの促進や交流人口の増加を図る取組みを通じ、若者の定住を促進します。

【 産業・経済の再建 】

(1) 観光の復興・情報発信

◆ 復興に向けての課題

- 今回の山間地域の局地的な被害は、観光を軸にした経済サイクルを断絶させ、地元経済は深刻な状況に陥っております。地元経済を再生するためには、市の観光施設や民間温泉施設などを早期に復旧することが不可欠であり、最優先に取り組む必要があります。
- 震災により、温泉宿泊施設の源泉に大きな被害を受け、使用不能や湯量が減少した源泉が発生しました。営業再開に向けた早急な対策が必要です。
- 震災被害や風評被害などにより、栗駒山麓を中心に観光客が激減したため、集客力の回復を図るとともに、観光産業の再生、発展に向けた対策が必要です。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 市観光施設の早期復旧を行うとともに、民間の温泉宿泊施設などについては、営業再開に向けての対策を検討します。
- ・ 源泉確保に向けての対策を検討します。
- ・ 震災復興観光キャンペーンの開催などPR活動を強化し、イメージアップ戦略を積極的かつ継続的に展開し、集客力の向上を図ります。
- ・ 都市住民との交流型観光の創出や、隣接地域と連携して広域観光ルートの開発を進め、交流人口の拡大を図ります。
- ・ 特徴的な被災箇所などを新たな観光資源として活用することを検討します。

【 産業・経済の再建 】

(2) 生業・地域産業の再生・復興

◆ 復興に向けての課題

- 震災により、高地や清流などの地域特性を活かした高原イチゴや高原大根またはイワナや銀ザケの養殖などの生産施設や設備などが大きな被害を受け、生業を営むことが困難となっており、生業再建や復興に向けた支援が必要です。
- 震災により、農地や農業用施設、畜産施設、園芸施設、林地などに大きな被害を受けました。就農者の高齢化や担い手不足、復旧費用の負担に伴う生産意欲の低下などにより、離農や規模縮小、耕作放棄地の発生や山地の荒廃が懸念されることから早期の復旧を支援するとともに、地域産業の活性化に向けた対策が必要です。
- 被災により、今なお操業を再開できない事業所や、主な取引先の休業により、売り上げが大幅に減少した事業所の経営再開・再建に向けた支援が必要です。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 被災した農家などに対し、施設復旧や生業再建のための支援を行います。
- ・ 被害を受けた民有林などの復旧に向けての対策を検討します。
- ・ 高原イチゴや高原大根、イワナなどの特産品の情報発信を積極的に行うとともに、販路の再構築や開拓を支援します。
- ・ 地域の特性を活かした新たな特産品の開発を支援します。
- ・ 各種観光キャンペーンとタイアップした物産市などを開催します。
- ・ 自然環境に恵まれた地域条件を活かし、農林業体験などを通じた都市との交流を図ります。
(再掲)
- ・ 被災事業所などの再建と経営安定化を支援します。また、新商品の開発や販路の開拓を支援します。

【 産業・経済の再建 】

(3) 雇用機会の創出・失業者への対応

◆ 復興に向けての課題

- 震災被害に伴い、これまで地域経済や地域の雇用を支えてきた事業所などが休業や規模縮小を余儀なくされたことにより、職を失った方々の雇用機会を確保することが必要です。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 震災により、避難指示、勧告地域で休業している事業所などへ、市と市民が一丸となって早期の営業再開に向けた働きかけを行い、雇用の回復を図ります。
- ・ ハローワークと連携し、雇用情報の提供を行います。
- ・ 再就職までの短期的な対策として、一時的な雇用機会の確保対策を行います。
- ・ 企業誘致を積極的にすすめ、新たな雇用の場の創出を推進します。

【 防災のまちづくり 】

(1) 災害時の情報伝達手段の確立と交通手段の確保

◆ 復興に向けての課題

- 災害時に情報の空白をつくらないために、確実に情報収集ができる情報伝達手段を複数確保する必要があります。
- 災害時に集落が孤立しないための道路計画や整備を進める必要があります。また、主要道路などが被災した場合、早期に安全な交通を確保できる対策が必要です。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 災害時の情報伝達手段として防災行政無線の整備を推進します。また、難聴世帯への戸別受信機の設置や孤立する可能性がある集落の屋外拡声子局には、同時通話が可能な双方向通信機能を持たせるなど、非常時の通信を確保します。
- ・ 衛星電話の整備や携帯電話のエリア拡大を推進します。
- ・ 山間部の被災状況偵察や孤立集落からの住民救出などを行うヘリコプターが安全に離着陸できるヘリポートを確保します。
- ・ アマチュア無線団体やレスキューサポートバイクネットワークなどと協力体制を構築します。
- ・ 国や県と連携し、既存道路の危険箇所の解消や、より安全性の高いルートを検討を進めます。

【 防災のまちづくり 】

(2) 自助・共助・公助、関係機関などとの連携

◆ 復興に向けての課題

- 大規模な災害では、消防機関などによる公的支援の初期対応に限界があると言われていいます。被害を最小限に抑えるためには、市民や地域、行政がそれぞれ災害対応力を高め、連携する必要があります。
- 国や県などの関係機関、民間団体、ボランティア団体などとの役割を明確にし、災害時に即対応できる体制を整備する必要があります。
- 災害による医療救護活動については、関係者が適切に行動できる連携のあり方が問われています。また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援体制を明確にする必要があります。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 自助（自分の身は自分で守る）・共助（自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る）・公助（公共機関からの救助・支援）のそれぞれの役割を明確にし、それらが互いに連携し協働できる体制づくりを推進します。
- ・ 自主防災組織の設立推進や組織育成支援、隣接組織との連携体制の強化を進め、自主防災組織の指導や相談に対応できる地域防災リーダーの養成を図ります。また、定期的な防災訓練の実施や防災教育を強化し、市民の防災意識の醸成や防災知識の普及を図ります。
- ・ 国や県、関係団体と災害時の連絡体制や詳細な役割分担を定め、より円滑な対応が出来るような体制の構築を進めます。
- ・ 関係業者や団体などとの災害協定の締結をさらに進め、災害時に必要な食料品や生活必需品の確保を図ります。
- ・ 災害ボランティア団体やその構成員の登録制を進め、災害時に即対応できるネットワークを構築します。
- ・ 災害時の医療活動が迅速かつ適切に行われるよう、医療従事者に対する研修や訓練の実施及び災害拠点病院の機能充実のため、災害時に必要な救急医療資材、医薬品などの備蓄確保を図ります。また、医療体制の充実のため、医師会や関係機関との連携を図ります。
- ・ 関係機関や団体との連携を進め、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援体制の強化を図ります。

【 防災のまちづくり 】

(3) 災害記録の有効活用

◆ 復興に向けての課題

- 震災の資料などを収集・分析し、整理・保存するとともに、市民及び関係機関などへ公開し活用していくことが必要です。また、様々な体験や教訓を後世に伝えるとともに、震災の記憶を風化させないための各種事業に取り組むことが必要です。

◆ 復興に向けての方針

- ・ 今回の甚大な震災記録を後世に伝承し、被災体験や教訓を活かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料などを収集し保存するとともに、市民はもとより全国に発信します。
- ・ 6月14日を「震災の日」と定め、市民の防災意識の高揚を図る事業を展開します。
- ・ 震災の記録を保存・公開し、学習・研究の拠点として活用できる「震災資料館」の整備とともに、被災地域内の一部エリアをジオパークとして活用していくことを検討します。